

浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例をここに公布する。

平成19年9月28日

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市条例第90号

浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりを推進するため、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、商業集積の構成要素である集客施設の建築等に係る手続等を定めることにより、まちづくりに関する指針に適合した土地利用を促し、もって都市機能の適正な配置及び合理的な土地利用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集客施設 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する施設をいう。
- (2) 集客施設の建築等 集客施設の新築、増築若しくは改築又は他の用途から集客施設への用途の変更をいう。
- (3) 事業者 集客施設の建築等を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりを推進するため、市民の意見を聴いて、当該まちづくりに関する指針を定めるものとする。

2 市は、まちづくりに関する指針に基づいたまちづくりの実施に当たっては、市民及び事業者の理解及び協力を得るため、まちづくりに関する情報を積極的に提供する等必要な措置を講じるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりを推進するため、当該まちづくりについて関心を深めるとともに、まちづくりに関する指針に基づいたまちづくりの実施に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、商業集積の構成要素である集客施設の建築等を行うに当たっては、その内容をまちづくりに関する指針に適合させるよう努めるとともに、地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりを推進するための施策に協力しなければならない。

(まちづくりに関する指針の告示)

第6条 市長は、第3条第1項の規定によりまちづくりに関する指針を定めたときは、これを告示しなければならない。

2 前項の規定は、まちづくりに関する指針を変更した場合について準用する。

(集客施設の建築等に係る事前協議)

第7条 事業者は、一の建物（大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）第1条に規定する一の建物を含む。）であって、集客施設の用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が5,000平方メートルを超える集客施設の建築等を行おうとするときは、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他当該集客施設の建築等に係る法令に基づく許可等の申請又は届出をしようとする日の3月前までに、その区域及び土地の面積、集客施設の用途及び規模その他規則で定める事項（以下「協議事項」という。）について市長と協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による協議をしようとするときは、規則で定めるところにより、協議書及び規則で定める書類（以下「協議書等」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により協議書等の提出があつたときは、速やかに、その旨及び規則で定める事項を公告し、当該協議書等を当該公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(協議事項の内容変更の届出)

第8条 事業者は、協議事項の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(適用除外)

第9条 前2条の規定は、次に掲げる集客施設の建築等については、適用しない。

- (1) 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業として行う集客施設の建築等及びこれに準じるものとして規則で定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う集客施設の建築等
- (3) 通常管理行為、軽易な行為その他の規則で定める集客施設の建築等

(助言又は指導)

第10条 市長は、事業者から第7条第2項又は第8条第1項の規定による提出又は届出

があったときは、その内容がまちづくりに関する指針その他規則で定める本市のまちづくりに関する計画に適合するように、当該事業者に対し、必要な措置をとるための助言又は指導を行うことができる。

(勧告)

第11条 市長は、事業者が前条の規定による助言又は指導に従わず、当該助言又は指導に係る集客施設の建築等が地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりを図るために著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告しようとするときは、第13条に規定する浜松市商業集積審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(公表)

第12条 市長は、事業者が正当な理由なく第7条第2項若しくは第8条第1項の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該集客施設の名称及び所在地

2 市長は、前条の規定により勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該集客施設の名称及び所在地

(3) 第10条の規定による助言又は指導の内容及び前条第1項の規定による勧告の内容及びにこれらに対する事業者の対応の内容

3 市長は、前2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者にその理由を通知し、弁明の機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、前項の規定により事業者が弁明をしたときは、第1項及び第2項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

(浜松市商業集積審議会)

第13条 市は、地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりを推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市商業集積審議会を置く。

(所掌事務)

第14条 審議会は、第11条第2項及び第12条第3項に規定するもののほか、次に掲げる事項について市長の諮問に応じ審議する。

(1) まちづくりに関する指針に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりに関する重要事項

2 審議会は、地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりに関する重要事項について市長に意見を述べることができる。

(委員)

第15条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、まちづくりに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第16条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第17条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(規則の制定改廃に伴う経過措置)

第18条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第20条 正当な理由なく、第7条第2項若しくは第8条第1項の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年11月30日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に都市計画法、建築基準法その他当該集客施設の建築等に係る法令に基づく許可等の申請又は届出がされている集客施設の建築等については、この条例の規定は、適用しない。

- 3 この条例の施行の際現に第7条第1項に規定する期限を経過している集客施設の建築等に係るこの条例の規定の適用については、同項中「都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他当該集客施設の建築等に係る法令に基づく許可等の申請又は届出をしようとする日の3月前までに」とあるのは、「速やかに」とする。
- 4 平成19年浜松市告示第340号（浜松市商業集積ガイドライン）は、第3条第1項及び第6条第1項の規定により定められたまちづくりに関する指針とみなす。

附 則

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他当該集客施設（改正後の浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1号に規定する集客施設をいう。以下同じ。）の改築に係る法令に基づく許可等の申請又は届出がされている集客施設の改築については、新条例の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に新条例第7条第1項に規定する期限を経過している集客施設の改築に係る新条例の規定の適用については、同項中「都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他当該集客施設の建築等に係る法令に基づく許可等の申請又は届出をしようとする日の3月前までに」とあるのは、「速やかに」とする。

附 則

この条例は平成31年4月1日から施行する。